

監査公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年12月24日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成27年10月14日（水）

2 監査の対象

議会事務局、総務部〔総務課（情報公開室）、財政課、税務課、債権管理課、契約管理課（工事検査室）、情報管理課（IT推進室）〕、会計課及び監査委員事務局（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）超過勤務処理簿について

超過勤務手当の事務処理については、所属課において超過勤務の実績を確認し、「職員の給与に関する規則」の規定に従い、算出に遺漏のないよう処理を行うよう改めて通知をする等各課への指導に努めていただきたい。

（2）補助金について

補助金は、必要性、有効性、妥当性について常に事業内容を把握した上で事業内容等を十分精査し、適正な補助金の支出及び団体事業の指導に努めていただきたい。